

プロファイリングに関する約款

プロファイリングコーチ（本約款第1条に記載する業務を行う者であり、以下、「コーチ」といいます。）は、「お試しプロファイリング」、「個性プロファイリング」、「才能分析プロファイリング」又は「チーム分析プロファイリング」を提供すること（以下、「本サービス」といいます。）に関して、以下のとおり、プロファイリングに関する約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

本サービスの利用を申し込む方（以下、「利用者」といいます。）は、事前に本約款をご一読、ご確認いただき、本サービスの申し込みを行った際には、本約款の内容を承諾いただいたものとみなします。本約款は、利用者とコーチとの間における本サービスに関する全ての関係について適用されるものとし、利用者及びコーチは、本約款を誠実に遵守する義務を負います。

第1条（契約）

- 1 利用者は、認定ライフデザインコーチ又はプロファイリングコーチであるコーチに対して、下記記載の本サービスの利用を申し込み、コーチはこれを受託します。ただし、利用者が申し込みできる本サービスは、「お試しプロファイリング」、「個性プロファイリング」、「才能分析プロファイリング」又は「チーム分析プロファイリング」のうち、コーチが担当できるものに限ることとします。

記

業務の名称	お試しプロファイリング	個性プロファイリング	才能分析プロファイリング	チーム分析プロファイリング
業務の内容	利用者に対して、本質の特徴のみ、分析します。	利用者に対して、本質の特徴、性格や感情パターン、体質、人間関係、職務の適性、本質に合う環境のつくり方など、個性の特徴をプロファイリングします。	利用者に対して、個性プロファイリングの内容に加えて、才能や能力、組織や社会への順応力、ライフデザイン、宿命に宿っているメッセージ、総合バランスなど、才能や人生の開花に必要な要素のすべてをプロファイリングします。	利用者に対して、才能分析プロファイリングの内容に加えて、2名以上の人数から構成されるチームビルディングの相性や要素のすべてをプロファイリングします。
業務を行う場所及び方法	コーチが指定する場所での対面方式又は zoom オンライン対面方式	コーチが指定する場所での対面方式又は zoom オンライン対面方式	コーチが指定する場所での対面方式又は zoom オンライン対面方式	コーチが指定する場所での対面方式又は zoom オンライン対面方式
業務を行う日時	コーチが指定する日時	コーチが指定する日時	コーチが指定する日時	コーチが指定する日時
利用者がコーチに支払う費用	5,500円（税込）	22,000円（税込）	33,000円（税込）	55,000円（税込）

- 2 本サービスを行うにあたり、利用者側で必要となるパソコン、インターネット環境及びその他の資機材等は、すべて利用者が用意をし、負担をすることとします。

- 3 利用者は、通信環境が本サービスの利用に支障がないことを事前に確認した上

で本サービスを受けるものとします。

- 4 コーチは、本サービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではなく、利用者のパソコン、zoom、インターネット環境等の設備を整える責任はありません。
- 5 利用者は、本サービスに関する費用を、本サービスを受ける前日までに、コーチが指定する金融機関の口座へ振込により支払うものとします。振込手数料は利用者の負担とします。
- 6 利用者から前項の定めによる振込があった時に、利用者及びコーチの間でコーチが本サービスを行う契約（以下、「本契約」という。）が成立することとします。
- 7 第5項の定めにより振込まれた費用は、コーチが本サービスを無断欠席した場合及び本約款で別に定める場合を除き、理由の如何を問わず返金されることはありません。
- 8 本契約については、コーチが契約の当事者であり、一般社団法人ライフデザインプランニングが本サービスの当事者となることはありません。

第2条（録音、録画の権利等）

- 1 本サービスに関する録音・録画物等（以下「録音物等」という。）に関する一切の権利は一般社団法人ライフデザインプランニングが専有するものとします。
- 2 利用者は、録音物等につきコーチ又は一般社団法人ライフデザインプランニングの名誉又は声望を害するおそれのある改変をしないこととします。

第3条（著作物の帰属）

本サービスで使用するシステム及びレジュメ等すべての資料の著作権は一般社団法人ライフデザインプランニングに帰属し、利用者はこれらの資料を一般社団法人ライフデザインプランニングの承諾なしに使用することはできないこととします。

第4条（本サービスの遂行）

コーチの責めに帰すべき事由によって、本サービスの遂行が不可能又は不完全となるおそれがある場合には、コーチの責任で、当該おそれを除去し、本サービスを遂行、完成させなければならないものとします。

第5条（免責事項）

- 1 利用者は、自らの責任において本サービスを利用するものとし、コーチは、本サービスにおいて行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負わないものとします。
- 2 本サービスに関連して利用者と第三者との間において生じた紛争等については利用者の責任において解決するものとし、コーチはかかる事項について一切責任を負いません。
- 3 本サービスが中止となった場合に利用者が発生した損害について、コーチの責めに帰すべき事由によって発生した損害以外については、コーチは一切の責任を負いません。
- 4 本サービスに関して一般社団法人ライフデザインプランニングは一切責任を負いません。

第6条（禁止事項）

- 1 コーチは、以下に定める行為を行ってはならないこととします。
 - ① 著作権、商標権等の権利を侵害するおそれのある行為。
 - ② 本サービスの利用の結果を除き、利用者に対する誹謗、中傷のおそれのある行為。
 - ③ 利用者の承諾なしに、利用者の情報を使用又は流出させる行為。
 - ④ 本サービスを再委託等第三者に行わせる行為。

- ⑤ 違法行為及び公序良俗に反する行為。
 - ⑥ 本サービスに直接関連しない内容に関する質問・相談を利用者に対し行うこと。
 - ⑦ 犯罪行為及び犯罪行為に結びつく行為。
 - ⑧ 本サービスの無断欠席。
 - ⑨ 本サービスの開催時刻に遅刻する行為。
- 2 利用者は、以下に定める行為を行ってはならないこととします。
- ① 著作権、商標権等の権利を侵害するおそれのある行為。
 - ② コーチ又は一般社団法人ライフデザインプランニングに対する誹謗、中傷のおそれのある行為。
 - ③ コーチ又は一般社団法人ライフデザインプランニングの事業上のノウハウを第三者に漏洩するおそれのある行為。
 - ④ 既に公表されているものを除き、コーチの個人情報を出し流す行為。
 - ⑤ 違法行為及び公序良俗に反する行為。
 - ⑥ 本サービスを自己又は第三者の営業行為として利用する行為。
 - ⑦ 本サービスに関して利用する第三者の外部サービスに関する質問等、本サービスに直接関連しない内容に関する質問・相談をコーチに対し行うこと。
 - ⑧ 犯罪行為及び犯罪行為に結びつく行為。
 - ⑨ 本サービスの無断欠席。
 - ⑩ 本サービスの開催時刻に遅刻する行為。
 - ⑪ 本サービスの内容について、録音、録画、その他の方法により記録したものを第三者へ漏洩すること。
 - ⑫ 本サービスを妨害する行為。
 - ⑬ 本サービスについて、利用者以外の者に利用させること。

第7条（不可抗力）

天災地変、悪疫流行、法律命令、行政措置、労働争議その他不可抗力による事由によってコーチが本サービスの遂行が不能に陥ったときには、コーチ・利用者協議の上、本サービスを中止することができるものとします。

第8条（本サービスの中止）

- 1 コーチは、以下の場合に本サービスを中止することができます。
- ① 利用者が、第6条第2項に定める禁止行為を行った場合。
 - ② 利用者の安全を確保する必要性が生じた場合。
 - ③ 利用者の情報が漏洩するおそれが生じた場合。
 - ④ 本サービスを行うために必要なコーチからの質問について、利用者から回答が得られない場合。
 - ⑤ その他本サービスを行うことが困難となった場合。
- 2 利用者は、コーチが第6条第1項に定める禁止行為を行った場合は、本サービスを中止することができます。
- 3 コーチの責めに帰すべき事情及び第6条第1項に定める事情以外の事情により本サービスが中止となった場合は、利用者が支払った費用の返金はありません。ただし、利用者から本サービス開始前にキャンセルの連絡があった場合は費用の返金をすることができます。

第9条（協議）

本約款に規定する以外の事情が生じた場合には、コーチ・利用者協議の上、誠意をもってこれを解決するものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 コーチ及び利用者は、それぞれ相手方に対して、次の各号の事項を確約するものとします。

- ① 自ら若しくはその子会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、併せて「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - ② 自ら若しくは子会社の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスについての契約を締結するものでないこと。
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、本サービスに関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑤ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑥ 反社会的勢力に対して資金の提供等の利益の供与、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- 2 コーチ又は利用者的一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本サービスを中止することができるものとします。
- ① 前項第1号、第2号、第5号又は第6号の確約に反する申告をしたことが判明した場合。
 - ② 前項第3号の確約に反し本サービスについての契約を締結したことが判明した場合。
 - ③ 前項第4号の確約に反した行為をした場合。

第11条（管轄）

コーチ及び利用者間に紛争が生じた場合には、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（約款の変更）

本約款は、事前の承諾通知なく、変更することができるものとします。本約款の変更は、変更後の約款が本サービスの利用申し込みの画面に掲示された時点で効力が生じるものとし、当該変更の後、本サービスを利用した利用者は、かかる変更に同意したとみなされるものとします。